

# 長野県革新懇ニュース

2017年5月号  
(発行日5月10日)  
年会費5000円(送料込)  
振替 0510-3-15971

215

発行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会  
(長野県革新懇) 発行人：山口光昭 編集長：高村裕  
〒380-8790 長野市県町593 高校教育会館内  
TEL：026-234-1231 FAX：026-234-2219 メール：mail@nagano-kakushinkon.com

====今号の主な記事====  
1面 三浦守孝さんインタビュー  
2面 1面続き、近現代信州の歴史回廊  
3面 共謀罪対象犯罪リスト  
4面 随筆「二十四の瞳」堀井正子さん  
本の紹介「松花江を越えて」  
読者のこえ、クロスワードパズル  
URL：nagano-kakushinkon.com



1958年松本市生まれ、中央大学法学部卒業。1990年弁護士登録。以後、刑事弁護センター委員長、子どもの人権救済センター副部長、長野県建設工事紛争審査会・会長などを歴任。

## 共謀罪は、安保法制を

## 裏で支える法律

三浦 守孝 さん

(長野県弁護士会・会長)

### 立憲主義の危機

Q 憲法施行70周年を迎えますが、弁護士会としての対応をお聞かせください。

県弁護士会では、5月2日に会長談話を出しますが、その主題は、時の権力者が本来の憲法解釈の範囲を超えて、勝手に憲法解釈をするというのは立憲主義に反するという内容で、立憲主義の危機を訴えています。日弁連も同様の立場です。もちろん、4万に近くいる会員全員が一致しているわけではありませんが、大多数は、この間の状況を憲法の危機という捉え方をしていると思います。弁護士会は任意団体ではなく、強制加入団体ですから、こうした見解を表明するというのは、非常に大きな社会的なインパクト

をもっていていると思います。

一方で、弁護士会は、政治的には当然、中立でなければなりません。にもかかわらず、弁護士会がなぜ安保法制や共謀罪などに反対するかといえ、弁護士法第1条2項に「弁護士は、前項(註：基本的人権を擁護し、社会正義を実現する)の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」という条文に基づいているからです。つまり、歴代の政府が40年間ずっと集団的自衛権は違憲だと言ってきたにもかかわらず、安倍さんがコロコロとその見解を変えてしまったわけで、そんなことをしたら立憲主義が成り立たないし、憲法秩序が維持されないというところで、弁護士法の法律制度の改善という立場からおかしいとしているわけです。

### テロ対策は見せかけ 背後に何らかの目的

Q 共謀罪については、国民の関心も高まりつつありますが、この法案が出されてきた背景についてはどのようなお考えですか？

政府の言い分は、2020年の東京オリンピックのテロ対策ですね。その関連でパレルモ条約の批准が必要ということで、そのためには共謀

罪の創設が必要だとしているわけです。そこで、「テロ等準備罪」というネーミングをして、あたかもテロ対策が目的であるかのように見せかけています。しかし、そもそもパレルモ条約は、マフィア等の経済的犯罪やマネーロンダリングの取り締まりが目的で、テロ対策とは関係がありません。しかも、この頃の政府の説明では、テロ対策に直結しない犯罪がいっぱいあることがはっきりしてきました。

### 網の目の監視体制で 社会を委縮させる

Q 共謀罪はどのような問題をもっているのでしょうか？

はじめの頃は、国民の多くが法律のネーミングに誤魔化されて、テロを防止するんだからいいんじゃないかという世論が結構あったように思います。ところが、金田法相が「キノコ狩りも共謀罪の対象になる」と答弁したあたりから、状況が変わってきたように思います。つまり、日常的な行為も共謀罪の対象になるという危険が高まってきたというのではないのでしょうか。

また、刑法の関係で考えると、法益侵害主義といって、心の中だけで思うことは処罰の対象ではなかった、つまり意思によって処罰はされないというのが刑法の大原則だったわけです。ところが、共謀罪では人を殺すためのピストルを買うために銀行に行ったというだけで、それが処罰の対象になるわけです。銀行に行っただけなのに生活費をおろすためだったかもしれない。そうなる、日常のあらゆる外部的行為が監視の対象となるわけですから、行為はもとより内心を探られることになり得ます。

現在の刑法の罪刑法定主義は既遂犯しか罰しないのが原則です。例外もありますが、未遂は数十の限られた犯罪です。殺人予備のような未遂の前の段階の予備も限られた犯罪だけです。中止犯といって実行に着手しないものも罰することはありません。ところが、共謀罪が成立すると、たとえば、沖繩の基地建設に反対して道路に寝ころぶことが反対運動しようとする、これは組織的犯罪の威力業務妨害ということで、座り込んで抗議しようとして話合えば罰せられる可能性があります。その結果として、思想・良心の自由を侵害することになります。

組織的犯罪というと、暴力団とか振り込み詐欺を思い浮かべますが、政府見解では、労働組合とか市民運動団体でも目的が途中で変わったと判断されれば、共謀罪の対象になり、場合によっては政府にとって好ましくない団体や人物を摘発することができるようになります。そもそも組織的犯罪集団に一変したらとされていますが、どのような状態をさすのか、だれが判断するのかも曖昧です。さらに問題なのは、共謀の途中で密告したその人は刑が軽くなるという規定があることです。これを利用して、たとえば警察が特定の団体や組織に対してスパイを送り込んで、意図的に扇動して、それを密告すれば、その人はセーフで、周りが皆やられちゃうということも考えられます。そうならば、お互いが疑心暗鬼になって、あの人大丈夫ということになりますから、結社の自由も侵害されることになり得ます。また、思想・良心の自由について

【2面に続く】